



茨城労働局発表  
平成 29 年 3 月 31 日

**【照会先】**

茨城労働局労働基準部監督課  
課長 佐川正孝  
主任監察監督官 渡邊 広  
(直通電話)029(224)6214

### 平成 28 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表 ～重点監督を実施した 173 事業場のうち 77 事業場で違法な時間外労働～

茨城労働局(局長 西井裕樹)では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、各種相談等から長時間労働が疑われる事業場や長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して全国一斉に集中的に実施したものです。

その結果、茨城県内では、106 事業場で労働基準関係法令違反を確認したほか、77 事業場で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

茨城労働局では、今後も、月 80 時間を超える残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行っていきます。

#### 【重点監督の結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場： 173 事業場  
このうち、労働基準関係法令違反があったもの： 106 事業場 (61.3%)
- (2) 主な違反内容 (労働基準関係法令違反のあった 106 事業場のうち)
- ① 違法な時間外・休日労働があったもの： 77 事業場 (44.5%)  
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が  
月 80 時間を超えるもの： 48 事業場 (62.3%)  
うち月 100 時間を超えるもの： 35 事業場 (45.5%)  
うち月 150 時間を超えるもの： 13 事業場 (16.9%)  
うち月 200 時間を超えるもの： 2 事業場 (2.6%)
- ② 賃金不払残業があったもの： 11 事業場 (6.4%)
- ③ 衛生委員会の未設置、健康診断の未実施等衛生管理体制に違反があったもの： 27 事業場 (15.6%)

(別紙 1 の「1 法違反の状況」を参照)

**【過重労働による健康障害を防止するために事業場で取り組むように行政指導したもの】（重点監督の実施事業場：173 業場）**

- ① 過重労働による健康障害防止措置が  
不十分なため改善を指導したもの : 122 事業場 (70.5%)  
うち、時間外労働を月 80 時間以内に  
削減するよう指導したもの : 79 事業場 (45.7%)  
(別紙1の「2 健康障害防止に係る指導状況」の(1)を参照)

- ② 労働時間の把握方法が不適正なため  
指導したもの : 21 事業場 (12.1%)  
(※始業・終業時刻の記録をしていないもの、自  
己申告の労働時間数について申告不足の有無  
に関する調査の実施)

(別紙1の「2 健康障害防止に係る指導状況」の(2)、参考資料を参照)

**【資料】**

- 別紙 1 平成 28 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況  
別紙 2 監督指導事例  
参考資料 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

# 平成28年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

## 1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

### ○ 重点監督実施状況

平成28年度過重労働解消キャンペーン（平成28年11月）の間に、173事業場に対し重点監督を実施し、106事業場（全体の61.3%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが77事業場、賃金不払残業があったものが11事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが27事業場であった。

表1 重点監督実施件数等

業種	事項	重点監督実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令違反があった事業場数(注2)	主な違反事項		
				労働時間(注3)	賃金不払残業(注4)	健康障害防止対策(注5)
合計		173 (100.0%)	106 (61.3%)	77 (44.5%)	11 (6.4%)	27 (15.6%)
主な業種	製造業	60 (34.7%)	40 [66.7%]	31	3	12
	建設業	11 (6.4%)	8 [72.7%]	6	—	1
	運輸交通業	30 (17.3%)	20 [66.6%]	17	2	6
	商業	15 (8.7%)	7 [46.7%]	5	1	2
	教育・研究業	8 (4.6%)	6 [75.0%]	3	2	2
	保健衛生業	10 (5.8%)	10 [100%]	6	2	3
	接客娯楽業	6 (3.5%)	3 [50.0%]	2	—	—
	清掃・と畜業	4 (2.3%)	2 [50.0%]	1	—	—
	その他の事業	13 (7.5%)	5 [38.4%]	4	1	1

(注1) 主な業種は重点監督実施事業場数が4以上（主な違反事項に該当あり）を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。（ただし、[ ]内は、業種別の違反率）

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反（割増賃金）のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反（衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの等）、労働安全衛生法第66条違反（健康診断を行っていないもの）を計上している。

表2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1人～9人	10人～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
173	32 (18.5%)	55 (31.8%)	28 (16.2%)	35 (20.2%)	15 (8.7%)	8 (4.6%)

表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1人～9人	10人～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
173	18 (10.4%)	24 (13.9%)	19 (11.0%)	25 (14.5%)	29 (16.8%)	58 (33.5%)

## 2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 122 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	月 45 時間以内への削減（注 4）	月 80 時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注 5）
122	8	14	43	79	6

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注 5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組みなどを、あらかじめ定めることなどを指導した事業場数を計上している。

### (2) 労働時間適正把握に係る指導状況

監督指導実施事業場のうち 21 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（労働時間適正把握基準）（※）に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

（※）平成 29 年 1 月 20 日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（別添「参考資料」参照）を新たに策定（労働時間適正把握基準は同日付で廃止）

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2（1））（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2（5））（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2（6））（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2（3）7）（注 2）	実態調査の実施（基準 2（3）4）（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2（3）4）（注 2）		
21	10	4	13	1	0	0

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握基準のどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 監督指導において把握した実態

#### (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった77事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、48事業場で1か月80時間を、うち35事業場で1か月100時間を、うち13事業場で1か月150時間を、うち2事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45時間以下	45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
14	15	13	22	11	2

#### (2) 労働時間の管理方法

監督指導実施事業場における労働時間の管理方法を確認したところ、26事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、54事業場でタイムカードを基礎に確認し、35事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、51事業場で自己申告制により確認し、26事業場でその他の方法により確認し、始業・終業時刻を確認し記録していた。

表7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 （注2）	その他 （注2）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基 礎 （注2）		
26	54	35	51	26

（注1）労働時間適正把握基準に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複がありうる。

【参考】前年度の「過重労働解消キャンペーン」重点監督の実施結果との比較

事 項		年				
		平成28年11月		平成27年11月		
監督指導の実施事業場	監督実施事業場	173		107		
	うち、労働基準法などの法令違反あり	106	(61.3%)	67	(62.6%)	
主な違反内容	1 違法な時間外・休日労働があったもの	77	(44.5%)	47	(43.9%)	
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	1か月当たり80時間を超えるもの	48	(62.3%)	25	(53.2%)
		1か月当たり100時間を超えるもの	35	(45.5%)	24	(51.1%)
		1か月当たり150時間を超えるもの	13	(16.9%)	6	(12.8%)
		1か月当たり200時間を超えるもの	2	(2.6%)	0	
		2 賃金不払残業があったもの	11	(6.4%)	2	(1.9%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	27	(15.6%)	12	(11.2%)	
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分のため改善を指導したもの	122	(70.5%)	69	(64.5%)	
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの	79	(64.8%)	47	(68.1%)	
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	21	(12.1%)	6	(5.6%)	

# 監 督 指 導 事 例

## 事例1 (一般貨物 自動車運送 業)

- 1 過重労働、運転記録の不正等が行われているとの情報に基づき、立入調査を行ったところ、複数の自動車運転者について月 200 時間を超える違法な時間外労働を行わせ、長時間労働の実態を隠す目的で運転日報や労働時間の記録を 2 重に作成していた事実を認めため、事業場に対し指導を実施
- 2 深夜業に従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回定期的に健康診断を行っていないことについても併せて指導

### 監督指導において把握した事実と指導内容

- 1 ほぼ全ての自動車運転者について月 200 時間を超える違法な時間外労働を行わせ、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金を支払わなかった。また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示※) を超えて労働させていた。

#### 労働基準監督署の対応

- ① 労働基準法第 32 条 (労働時間) 違反を是正勧告
- ② 労働基準法第 37 条 (時間外、深夜の割増賃金) 違反を是正勧告
- ③ 労働基準法第 108 条 (労働時間数等の賃金台帳への記載) 違反を是正勧告
- ④ 改善基準告示第 4 条 (1 か月の総拘束時間が 320 時間を超えていることなど) 違反を是正勧告
- ⑤ 過重労働による健康障害防止の観点から、時間外・休日労働時間の月 80 時間以内への削減について専用指導文書により指導

- 2 深夜業 (午後 10 時から午前 5 時) に従事する労働者に対し、6 か月以内ごと 1 回定期的に健康診断を行っていないこと

#### 労働基準監督署の対応

- ① 労働安全衛生法第 66 条 (健康診断) 違反を是正勧告

#### ※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

トラック、バス、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間 (始業時刻から終業時刻までの時間 (休憩時間を含む))、休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等を基準を、平成元年に大臣告示として制定したもの。

**事例 2**  
**(機械器具  
製造業)**

- 1 会社ではタイムカードにより始業・終業時刻を記録していたが、時間外労働時間が1時間単位で集計され、1時間未満の時間外労働について割増賃金を支払っていなかった。また、36協定で定める上限時間を超えて、月80時間を超える違法な時間外労働(最も長い者で月約120時間)を行わせた事業場に対し指導を実施
- 2 深夜業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回定期的に健康診断を行っていなかったことについても併せて指導

**監督指導において把握した事実と指導内容**

- 1 タイムカードにより始業・終業時刻を記録していたが、時間外労働時間が1時間単位で集計され、1時間未満の時間外労働について割増賃金を支払っていなかった。また、36協定で定める上限時間(※)を超えて、月80時間を超える違法な時間外労働(最も長い者で月約120時間)を行わせた。

(※) 特別条項：月90時間を超え、限度時間を超えることができる回数

**労働基準監督署の対応**

- ① 労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ② 労働基準法第37条(時間外の割増賃金)違反を是正勧告
- ③ 過重労働による健康障害防止の観点から、時間外・休日労働時間の月80時間以内への削減について専用指導文書により指導

- 2 深夜業(午後10時から午前5時)に従事する労働者に対し、6か月以内ごと1回定期的に健康診断を行っていなかったこと

**労働基準監督署の対応**

- ① 労働安全衛生法第66条(健康診断)違反を是正勧告

**事例3**  
(その他の商業)

- 1 労働時間の記録の不正等が行われているとの情報に基づき、夜間立入調査を行ったところ、会社では、タイムカードにより始業・終業時刻を記録していたが、当日も含めタイムカードに終業時刻を打刻させた後も継続して時間外労働を行わせ、その分の割増賃金を支払っていない事実が確認できたため事業場に対し指導を実施
- 2 適正に締結されていない時間外労働協定に基づき時間外労働をさせていたことについても併せて指導

**監督指導において把握した事実と指導内容**

- 1 タイムカードにより始業・終業時刻を記録していたが、タイムカードに終業時刻を打刻させた後も継続して時間外労働を行わせたにもかかわらず、割増賃金を支払わなかった

(立入調査後、改めて確認できた時間外労働時間はもっとも長い者で月80時間超)



**労働基準監督署の対応**

- ① 労働基準法第37条(時間外の割増賃金)違反を是正勧告
- ② 労働基準法第108条(労働時間数等の賃金台帳への記載)違反を是正勧告
- ③ 労働時間の適正な把握について指導

- 2 投票、挙手等の適正な方法で労働者の過半数を代表する者を選出せずに、時間外労働協定を締結し、違法な時間外労働を行わせたこと



**労働基準監督署の対応**

- ① 労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告